

Contents

- 1 【インドネシア】土地取得に関する許可制度の改正
- 2 【インド】贈収賄規制の改正
- 3 【香港】HKIAC 管理仲裁規則 2018 年版の制定
- 4 【フィリピン】第 11 次外国投資ネガティブリストの公布・発効
- 5 【韓国】「企業結合審査基準」の改正について～イノベーション産業 M&A 及びビッグデータ M&A に関する改正～
- 6 【シンガポール】ベンチャーキャピタル投資に関するモデル契約書の公表
- 7 【シンガポール】ICO、仮想通貨交換所業規制及び新決済規制法案の最新動向
- 8 【シンガポール】改正雇用法の最新動向

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【インドネシア】土地取得に関する許可制度の改正

土地・空間計画省は、2018年7月13日、不動産の取得に伴う土地許可に関する新たな規則(2018年第14号) (「本省令」)を発行し、本省令は同年8月2日付けで発効した。従前、土地許可の取得は、企業が一定の面積以上の土地を売買する場合に関してのみ要求されていたが、本省令により、個人又は法人を問わず事業者が新たに土地の取得を行うすべての場合に許可の取得が義務付けられることになった。

1. 改正の概要

(1) 申請手続に関する変更

本省令の改正は、2018年8月付けの本レターにおいて紹介した事業許認可統合電子サービス(OSS)の導入に伴う法令の変更の一環として行われたものである。そのため、当該許可に関する申請は、すべて OSS のシステムを通じて行われ、土地取得に関する許可の発行も、申請者が当該 OSS のシステム上に登録された後にのみ行われるこ

となる。なお、本省令が有効になる前になされた土地許可の申請についても、申請者はすべて OSS のシステムを通じて、再申請を行う必要があることに注意が必要である。

以上に加えて、本省令では、申請に際して、申請者は、従前求められていなかった申請者のグループ企業が所有するすべての土地の概要についても報告する必要があることとしている。そのため、土地開発プロジェクトなど、複数の土地を複数のグループ内企業を通じて保有する可能性のある不動産ディベロッパーなどは、申請にあたって、従前よりも一層慎重な調査及び検討が必要になることが予想される。

(2) 新たな土地許可の創設及び申請後の手続

上記のとおり、本省令により、個人又は企業は、事業活動に用いるために土地に関する権利(建設権等を含む。)を取得する場合には、取得する土地の面積にかかわらず、当該取得に関する許可を事前に取得する必要があることとなった。

また従前の土地許可は 1 種類しか認められていなかった。しかしながら、本省令により、新たに①条件付許可と②非条件付許可の2種類の許可が設けられた。①条件付許可は当局が指定する一定の条件が満たされた後に限って有効になるものであるのに対し、②非条件付許可は許可の発効日において直ちに有効になるという特徴がある。本省令において、②非条件付許可が取得できる要件は定められており、たとえば、土地が工業団地、特別経済地域、自由貿易地域などに所在していること、取得の対象となる土地の保有者が以前から土地許可を取得していたこと、取得の対象となる土地が現在の土地に隣接しており事業拡張のために追加の取得が必要である場合などが挙げられている。

②条件付許可を取得する場合、当該許可を取得する際に履行が求められる条件は、OSS システムを通じて通知される。申請者は、当該通知から 10 営業日以内に、これらの条件をすべて満たす必要がある。万一、かかる期間内に条件を満たせない場合には、許可自体が無効になるため注意が必要である。

また申請者が各条件を満たしたときは、申請者は当該各条件を満たしたことを証する書面を提出する必要がある。当該提出後、各地域の土地局は、10 日以内に、当該地域の行政府に対し申請者による申請についての意見を伝える必要があるとされている。さらに、かかる土地局の意見を受けて、当該地域の行政府は、2 営業日以内に、申請を認めるか又は拒否するかに関する確認書を発行することが求められている。かかる確認書は、申請者に対して、OSS システムを通じて交付される。

但し、本省令は、「不可抗力事由(Force majeure conditions)」が存在するときは、土地局(又は地域の行政府)は意見(又は確認書)の発行を遅らせることを認めている。しかしながら、本省令によっても当該「不可抗力事由」の具体的な内容は明らかにされていない。そのため、当局による当該「不可抗力事由」の解釈によっては、必ずしも上記のタイムラインに従った許可の発行が行われられない可能性があることに注意が必要である。

(3) 土地許可取得後の手続に関する改正

本省令は、少なくとも土地許可の有効期限経過後 1 年以内に、取得した土地の所在地を管轄する土地局において、当該土地に関する登記を行うよう求めている。従前から土地許可を取得した場合の登記義務が定められていたものの、当該手続についての具体的な期限に関する規定は設けられなかったが、この点について新たに具体的な期

限を示したものである。

2. 留意点

本省令を前提に、今後は、土地の取得を行う場合には、あらかじめ条件付許可か、非条件付許可のいずれを取得することが可能か、当該土地の状況も踏まえて、事前に慎重な調査及び検討が必要になる。

また条件付許可を取得する場合、上記のとおり、一定の条件を 10 営業日以内にすべての条件を満たさなければならない。そのため、条件付許可の取得を目指す場合には、申請前の段階から、満たすべき条件を把握し、通知を受領してから 10 日営業日以内にすべての条件が満たされるよう、事前に計画及び準備を行う必要がある。他方で、これらの条件を満たした場合でも、行政側における審査の進行によっては、「不可抗力事由」を理由として、長期間許可が下りないという状況が生じる可能性も否定できない。そのため、今後土地の取得を行う場合には、こうした点も勘案してスケジュールを考えておく必要があるものと思われる。

弁護士 池田 孝宏(ジャカルタデスク代表)
takahiro.ikeda@amt-law.com
 弁護士 石塚 重臣(ジャカルタデスク)
shigeomi.ishizuka@amt-law.com

2. 【インド】贈収賄規制の改正

1. 1988 年汚職防止法(Prevention of Corruption Act, 1988)の改正

近時のインドにおける贈収賄への社会的批判の高まりを反映し、2018 年 7 月 26 日に、インドにおける公務員等に関する贈収賄規制の基本法である 1988 年汚職防止法(Prevention of Corruption Act, 1988)(以下「1988 年汚職防止法」という)が大きく改正され(以下「2018 年改正」という)、贈収賄に対する罰則が強化されるとともに、贈賄行為が独立の犯罪類型として扱われるなど、罰則の適用対象が拡大された。

本ニュースレターでは、1988 年汚職防止法上の贈収賄規制について概観するとともに、2018 年改正の概要について解説する。

2. インドにおける贈収賄規制の概要

(1)規制対象行為

1988 年汚職防止法は、以下の行為を規制している。

- ①インドの「公務員(public servants)」に対する／による
- ②インド国内外の個人又は法人による／からの
- ③「不適切な利益(undue advantage)」「(法定の給与等以外の「便益(gratification)」)の

④提供／受領又は提供／受領の約束(※後述のとおり、法改正後は独自の刑罰類型としての贈賄罪が設けられた)

(2)解説

- ①について、「公務員(public servants)」には、中央政府や州政府の公務員のほか、中央政府や州が保有する公共施設の職員(みなし公務員)も含まれる。
- ②について、贈賄の主体は、インド国内の個人又は法人に限られず、インド国外の個人又は法人も含まれる。
- ③について、「便益(gratification)」は、1988年汚職防止法(Prevention of Corruption Act, 1988)上は特に明確に定義されておらず、「金銭的便益や金銭的に評価できる便益に限られない」とのみ規定されている。一般的には「便益(gratification)」には、人の欲求を満足させる一切の便益が含まれると解釈されている。
- ④について、「不適切な利益(undue advantage)」は、自ら提供／受領する場合と、第三者(コンサルタントや紹介者など)を通じて提供／受領する場合とを問わず、処罰対象となる。また、公務員側が図る便宜や利益の内容が合法なものか違法なものかを問わず、贈収賄は違法とされている。したがって、違法な便宜や利益の提供の依頼の場合だけではなく、たとえば手続の迅速化を目的とする場合など、便宜や利益の内容自体が合法であっても、贈収賄は成立する。また、実際に公務員側から何らかの便宜や利益が与えられたか否かは問われない。そのため、「不適切な利益(undue advantage)」の供与があり、それを公務員が受領すれば、又は供与の約束に公務員が応じれば、その後公務員側から何らの便宜や利益の供与がなくとも贈収賄が成立する。

3. 2018年改正の概要

(1)贈賄罪の刑罰類型化

2018年改正前までは、1988年汚職防止法上、直接の処罰対象となっているのは、公務員による「収賄罪」のみであり、贈賄者側は、公務員の収賄行為の幫助犯という扱いだった。

2018年改正により、贈賄行為それ自体が刑罰類型化され、贈賄者側も、「贈賄罪」として独自の刑罰を受けることになった。

(2)法人における取締役等の処罰

2018年改正までは、法人が贈賄行為を行った場合、実際に贈賄行為を行った個人及び法人のみが処罰対象となり、法人の意思決定を行った取締役等は、原則として処罰対象となっていなかった。

2018年改正により、法人その他の組織(commercial organization)が贈賄行為を行った場合、①当該組織において実際に贈賄行為を行った個人だけではなく、②当該組織自体、及び③当該組織において当該贈賄行為に同意又は黙認していた取締役その他の役員も、贈賄行為による処罰対象とされることになった。取締役その他の役員については、積極的な同意があった場合のみならず、黙認していた場合も処罰対象となることに注意が必要である。

(3)「適正な手続(adequate procedure)」の抗弁及び「贈賄強制(compulsion)」の抗弁

2018年改正により、贈賄罪による起訴に対して、贈賄者側に「適正な手続(adequate procedure)」の抗弁、及び

「贈賄強制(compulsion)」の抗弁が、それぞれ認められるようになった。なお、2018年改正の前は、このような抗弁は認められていなかった。

「適正な手続」の抗弁とは、贈賄者側が贈賄罪で起訴されたとしても、インド連邦政府が定めたガイドラインに従って、違法な行為を防止するための適切な措置を導入していたことを証明すれば、無罪を主張できるというものである。かかるガイドラインはまだ公表されていない。

また、「贈賄強制(compulsion)」の抗弁とは、贈賄者側が、贈賄が公務員に強制されたことを証明すれば、無罪を主張できるというものである。なお、当該贈賄行為が行われた日から7日以内に、贈賄者側はその旨を捜査当局等へ報告しなければならない。

(4) 罰則の強化

2018年改正前は、1988年汚職防止法に違反して収賄が行われた場合、①6か月以上5年以下の懲役、及び②罰金(法令上、明確な金額上限規定なし。「受領した金品の価値を考慮して定める」とのみ規定)のいずれか又は双方が科されうるものとされており、贈賄側はこれに準じた幫助犯としての罰則を科されうるものとされていた。

2018年改正により、1988年汚職防止法に違反して贈収賄又は贈収賄の約束が行われた場合、

- (a) 収賄側の公務員は①3年以上7年以下の懲役、及び②罰金(法令上、明確な金額上限規定なし。「受領した金品の価値を考慮して定める」とのみ規定)のいずれか又は双方が
- (b) 贈賄側が個人の場合は、①7年以下の懲役、及び②罰金(同様に、法令上明確な金額上限規定なし)のいずれか又は双方が、
- (c) 贈賄側が法人その他の組織(commercial organization)の場合は、(i)当該組織において実際に贈賄行為を行った個人については、上記個人に適用される罰則が、(ii)当該組織自体については罰金(同様に、法令上明確な金額上限規定なし)が、及び(iii)当該組織において当該贈賄行為に同意又は黙認していた取締役その他の役員については、①3年以上7年以下の懲役、及び②罰金(同様に、法令上明確な金額上限規定なし)のいずれか又は双方が、

それぞれ科されうるものとされ、罰則が全体的に強化されているほか、贈賄が刑罰類型化されたことや贈賄者が法人の場合に取締役等が処罰を受けることとされたことに対応する罰則が設けられた。

さらに、贈収賄が常習的(habitual)である場合、収賄側、贈賄側ともに①5年以上10年以下の懲役、及び②罰金(同上)のいずれか又は双方が科されうることとされた。

4. 日系企業への影響

近時の日系企業のコンプライアンス意識や実践の状況からすると、インドにおいて自発的に贈賄を行う日系企業はほぼ無いのではないかとと思われるが、公務員側から要求されてやむを得ず、といったケースや、現地の従業員が上司に無断で贈賄行為を行ってしまうといったケースはありうるのではないかとと思われる。

2018年改正では、たとえば前者のようなケースでは「贈賄強制(compulsion)」の抗弁を主張しうることから免責される可能性がある反面、後者のようなケースでは法人の取締役等が処罰される可能性があるなど、日系企業においても処罰の可能性を抑制できる側面と処罰の可能性が拡大している側面があるといえるのではないかとと思われる。

また、全体的に罰則が強化されている点には注意が必要である。「適正な手続(adequate procedure)」の抗弁を利用できるよう、ガイドラインが示され次第、社内規程を整備することを検討すべきであろう。

なお、インドで公務員に贈賄行為を行った場合、上記 1988 年汚職防止法に基づく処罰の他、米国の海外腐敗防止法(Foreign Corrupt Practices Act)、英国の贈収賄防止法(Bribery Act)及び日本の不正競争防止法といった、域外適用のある法令による処罰を受けうる点にも注意が必要である。

弁護士 琴浦 諒
ryo.kotoura@amt-law.com
弁護士 大河内 亮
ryo.okochi@amt-law.com

3. 【香港】HKIAC 管理仲裁規則 2018 年版の制定

香港国際仲裁センター(Hong Kong International Arbitration Centre。以下「HKIAC」という。)は、2018 年 10 月 18 日、新しい管理仲裁規則(Administered Arbitration Rules。以下「HKIAC2018 年規則」という。)を公表した。同規則は、2018 年 11 月 1 日に発効している。2013 年版の管理仲裁規則から約 5 年ぶりの改定になる。本稿では、HKIAC2018 年規則における改正の要点を概説する。

1. HKIAC2018 年規則における改正の概要

(1) 早期判断に関する規定の追加

今回の改正では、主張及び抗弁の早期棄却・却下に関する規定が追加された。棄却・却下に関する事由は、①明らかに法的理由を欠く、②明らかに仲裁廷に管轄権が認められない、及び③主張自体失当(当事者の法律及び事実に関する主張が全面的に認められても請求が認められない)の 3 つである。当事者から請求があった場合、仲裁廷は、原則 30 日以内に早期判断に関する審理を行うか決定し、審理する場合にはさらに原則 60 日以内に判断を行う。

上記と同旨の規定はシンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Centre、以下「SIAC」という。)の 2016 年版規則に既に含まれているが、HKIAC の規則でも採用されることとなった。早期判断に関する権限が仲裁廷にあることが明文化されたことにより、審理の実益のない争点が早期に排除され、審理が効率化することが期待される。

(2) 仲裁判断に関する期限

仲裁手続の終結宣言において、仲裁廷が仲裁判断を下す時期についての見込みを伝える際に、3 か月以内の期間を指定すべきことが規定された。仲裁判断を下す時期についての見込みを伝える義務は従前より規定されていたが、3 ヶ月以内という期限は今回の改正で追加された。

この 3 か月の期限は、当事者の合意や HKIAC の判断により延長可能ではあるものの、仲裁廷としてはこの期限の延

長を当事者や HKIAC に要求する必要が生じるため、より早期に判断を行うことへのプレッシャーがかかることになると思われる。

(3) 手続の併合要件の緩和／手続の同時開催

手続の併合要件に関し、「同一の仲裁合意に基づく仲裁が必要である」との要件が削除された。SIAC の 2016 年版手続における改正に追従するものであり、より広い範囲で手続を併合することを可能にすることにより、審理の効率化が図られる。これを踏まえ、現在の HKIAC2018 年規則における併合の要件は、①共通する法律・事実上の争点があること、②請求が同一又は一連の取引に関連すること、及び③各仲裁合意が互いに適合性を有することの 3 つである。

また、手続を併合しなくとも、複数の手続を同時に又は同日に連続して開催することによって審理を効率的に運営することが実務上行われてきたが、HKIAC2018 年改正においては、このような運用が可能であることが規則上、明記された。

(4) 当事者が他の ADR を行う場合における手続の一時停止

仲裁手続の開始後に、当事者が調停等の ADR を合意した場合には、当事者の一方の請求に基づき、仲裁廷や緊急仲裁人が仲裁手続や緊急仲裁手続を一時的に停止することができる規定が設けられた。

中国本土では、訴訟や仲裁が開始した後であっても、和解や調停で紛争を解決することにより当事者の関係性を維持することを望む傾向がある。日本においても同様の傾向が見られるが、今回の改正は、仲裁と調停等の他の ADR との間で円滑な連携が行われることにより、このようなニーズに応えることを目指すものである。

(5) オンライン・デポジトリを利用した書面の電子的送達／テクノロジーの適切な利用

仲裁手続における送達手段としては、従前より、郵送、ファクシミリ及び E メールが規定されているが、今回の改正により、当事者が合意したオンライン・デポジトリによる送達に関する規定が追加された。その他、仲裁手続の審理策定にあたってテクノロジーの適切な利用を仲裁廷に促す規定が追加されており、テクノロジーを利用した審理の効率化、という今回の改正の一貫したテーマが見られる。

(6) Third Party Funding に関する規制

英国や米国を中心に、訴訟や仲裁の費用につき、第三者が資金提供を行うこと(Third Party Funding)が認められている。近年、香港やシンガポールでもこれを合法とするための国内法が整備されるなど、法制度の整備が進められている。

HKIAC2018 規則では Third Party Funding につき、当事者の開示義務を定めた。仲裁人の選定に際し、Third Party Funder との利益相反の有無も考慮するための措置である。また、Third Party Funding のために要した費用につき、費用負担を命令することができることを明文化した。

2. 結語

HKIAC2018年規則による改正は、Third Party Fundingの利用、調停等の他のADRとの連携、テクノロジーの発展といった近時の課題に対応するほか、早期判断、手続の併合・同時開催等において審理がさらに効率化されることを可能としている。当事者にとってより利用しやすい改正内容であるといえよう。

なお、上記1で述べた改正内容の他には、たとえば、緊急仲裁手続に関連する各種時間制限の厳格化なども行われている。また、HKIACは2018年規則と同時に仲裁人の選定に関する実務指針(Practice Note on Appointment of Arbitrators)を公表し、HKIACが仲裁人を選定する場合の手続の透明性向上を図っている。今後も拡大が見込まれる仲裁ニーズに向けた、利用者の困り込みに向けた、仲裁手続の発展の動向に留意が必要である。

弁護士 前田 敦利
atsutoshi.maeda@amt-law.com
 弁護士 花水 康
ko.hanamizu@amt-law.com
 弁護士 牧野 達彦
tatsuhiko.makino@amt-law.com

4. 【フィリピン】第11次外国投資ネガティブリストの公布・発効

フィリピンにおいて外資比率が制限されている業種は、外国投資法(Foreign Investment Act)という法律に基づいて作成される外国投資ネガティブリストに掲載されることとなっている。外国投資ネガティブリストは数年に一度改定されるが、近時、2018年10月29日に「第11次外国投資ネガティブリスト」がドゥテルテ大統領により署名の後公布され、11月16日に発効した。以下では、主に2015年に発効した第10次外国投資ネガティブリストからの変更点(第11次外国投資ネガティブリスト公布前の法改正によるものも含む。)について説明する。

1. 外国投資ネガティブリストの構造

外国投資ネガティブリストは、2つのリスト(リストAとリストB)から構成されている。リストAは、外国人による投資・所有が、憲法又は特定の法令により禁止・規制されている業種のリストである。リストBは、安全保障、公衆衛生、公序良俗の脅威、中小企業保護の観点から外国人による投資・所有が規制されている業種のリストである。今回のリストの変更はそのほとんどがリストAにおけるもので、リストBに関してはあまり変更がなかった。リストAに含まれる外資制限は憲法又は法令の変更により随時変更されるが、リストBに含まれる外資制限は外国投資ネガティブリストの改訂の際にのみ変更される。

2. 第10次外国投資ネガティブリストからの主な変更点

(1)外資制限が撤廃された(外資による100%の投資が認められた)業種

大きなところでは、リスト上、以下の業種について外資制限がかからないことが明確にされた。

- ①インターネット事業: マスメディア事業に対する外資制限(全く参入不可)の例外として規定
- ②専門科目を除く高等教育における教育: 専門家(弁護士等)に対する外資制限(全く参入不可)の例外として

規定

- ③ 外交官及びその家族その他一時的な外国人居住者のための教育機関¹、及び、正規の教育システムに含まれない短期間の高技能開発のための教育機関：教育機関に対する外資制限(40%まで)の例外として規定
- ④ 保険査定会社、貸付会社(lending companies)、金融会社(financing companies)・投資会社(investment houses)：それぞれ40%、49%、60%までの外資制限が設定されていたものが撤廃
- ⑤ ウェルネス施設：サウナ、スチーム風呂、マッサージクリニックなどに対する外資制限(40%まで)の例外として規定

また、相互主義を条件に外国人にも営むことが認められる専門職に、薬剤師及び林業が追加された(これまでは全く参入不可)。

(2) 外資制限が緩和された業種

以下の業種について外資制限が緩和された。

- ① 国内の資金による公共事業の建設又は修理に係る契約((a) BOT 法に規定されるインフラ・開発プロジェクト、及び、(b) 海外の資金又は援助による、国際競争入札が義務付けられたプロジェクトを除く。)：25%までから40%までに緩和
- ② ラジオ通信網：20%までから40%までに緩和

なお、上記①については、ネガティブリストには掲載されていない規制として、通常の建築業のライセンスには40%の外資制限があること(したがって、上記①の緩和により、国内の資金による公共事業への参加資格と平仄が合うこととなった)、及び、防衛関連の建設契約については依然として25%の外資制限がかかっていることには注意が必要である。

(3) 今後の外資制限の緩和が見込まれる業種

「公益事業」(public utilities)の運営が40%までの外資制限に服することについては、今回の外国投資ネガティブリストの改訂においては変更がなかった。この「公益事業」については、外国投資ネガティブリストの脚注において「電気、ガス、水道、輸送、電話、電信サービスなどの重要な商品やサービスを公衆に対して恒常的に供給する事業又はサービス」という定義が記載されており、この点は第11次外国投資ネガティブリストにおいても変わらないままである。

ただ、留意すべきは、第11次外国投資ネガティブリストにおいては、40%までの外資制限に服する公益事業には、発電又はコンテスト市場に対する電力の供給その他同様に「公益事業」の定義によってカバーされない事業又はサービスは含まれない旨の文言が追記されたことである。現在、フィリピンにおいては、公共サービス法(Public Service Act)という法律の改正が審議されており、現在審議されている法案においては、「公益事業」の定義には、送電、配電、上下水道のみが含まれているということであるため、現在の外国投資ネガティブリスト上「公益事業」とされている業種についても、改正後の公共サービス法の「公益事業」の定義に含まれないものは、同法の改正がなった暁には、40%までの外資制限が外れることが期待される。

¹ なお、「外交官及びその家族その他一時的な外国人居住者のための教育機関」が教育機関に対する外資制限の例外であることは、憲法に規定されており、従前から例外とは理解されていた。

(4)変更がなされなかった業種

実は、今回の外国投資ネガティブリストにおいては、上記で今回の変更点として説明した業種以外の業種についても外資制限の緩和が期待されていた。それは、2017年11月21日付けの大統領のMemorandum Order等によって、より幅広い分野の規制緩和が示唆されていたため、同Memorandum Orderにおいて外資制限の緩和の対象とすべき分野として挙げられていたものとしては、例えば、(現在は払込資本250万米ドル以上でない限り外資参入が禁止されている)小売業などがあった。しかし、結果として、上記のような変更にとどまったこともあり、今回の外国投資ネガティブリストの改訂は不十分であったと評価する声もある。

もっとも、上記のとおり、リストAに含まれる外資制限は憲法又は法令の変更により随時変更可能であり、今後もフィリピンにおける外資制限に関連する立法の動向については、上記の公共サービス法の改正も含め、引き続き注視していく必要がある。

弁護士 青柳良則
yoshinori.aoyagi@amt-law.com

5. 【韓国】「企業結合審査基準」の改正について～イノベーション産業 M&A 及びビッグデータ M&A に関する改正～

1. 改正経緯

韓国公正取引員会は、2018年11月16日付けで「企業結合審査基準」の改正案(以下「本改正案」という。)を公表した。韓国経済は、半導体、IT機器等、イノベーションを基盤とする産業(以下「イノベーション産業」という。)に対する依存度が高く、また、ビッグデータ関連産業が急激に成長中である一方、イノベーション産業におけるM&A及びビッグデータの集積・集中を伴うM&A(以下「ビッグデータM&A」という。)の競争制限効果を分析するための審査基準は特段設けられていなかった。

本改正案は、初期的ではあるものの、上記審査基準を整備することを通じて、これらの産業におけるM&Aに係る競争制限効果分析の基礎を提供しており、技術革新を促進するM&Aは奨励する一方、M&Aを通じた巨大企業によるビッグデータ及びイノベーション産業における独占・寡占の懸念を解消しようとするものと考えられる。

2. 概要

本改正案は、①ビッグデータの定義、②イノベーション産業 M&A 及びビッグデータ M&A 審査時の市場画定方法、③研究・開発を要素とする産業市場(以下「イノベーション市場」という。)における特有の市場集中度算定基準、及び④イノベーション阻害効果及びビッグデータ M&A 特有の競争制限効果の審査基準の4つを主要な内容としており、具体的には6つの規定が新設されている。なお、既存の規定の修正は行われていない。

3. 具体的な規定内容

(1) ビッグデータの定義

本改正案は、ビッグデータについての市場画定、審査基準等を規定する前提として、「ビッグデータ」の定義規定を置いた。同規定によれば、「ビッグデータ」とは「多様な目的で事業者が収集し統合的に管理、分析、活用する大規模情報財産」と定義される。また、「ビッグデータは一般的にデータの量が 대규모であり、高速で生成・処理され、多様な形態を有する等の特徴がある」とされている(本改正案Ⅱ.11.)。

(2) イノベーション産業 M&A 及びビッグデータ M&A 審査時の市場画定方法

イノベーション産業においては、①研究・開発・製造・販売を全て行っている企業間の結合のみならず、②製品化を完了し、製品を製造・販売している企業と、製品化前の研究・開発活動段階の企業間の結合、③未だ製品化がなされていないものの、市場形成を目標に研究・開発活動を行っている段階の企業間の結合等、多様な形態の結合があり得る。そのため、本改正案は、関連市場を画定するに際し、「結合当事会社が属する産業の特性上、研究・開発等が必須である場合又は持続的な研究・開発競争が行われ、結合当事会社の一つ以上が当該競争において重要な事業者である場合には、研究・開発市場を別の市場と画定し又は製造・販売市場等と包括して画定することができる」としている(本改正案Ⅴ.1.C.)。

ビッグデータを随伴する M&A の場合、ネットワーク効果、移転効果等により、企業結合の効果が、結合当事会社が行う事業以外の分野にも及ぶ場合がある。そのため、本改正案は、「ビッグデータの収集・管理・分析・活用が、結合当事会社の事業において主要な部分を占める場合又は企業結合の主な目的である場合、ビッグデータと密接に関連する市場を別に画定することができる」としている(本改正案Ⅴ.1.D.)。

(3) イノベーション市場における特有の市場集中度算定基準

イノベーション市場の場合、売上額等に基づく市場占有率の算定及びそれに基づく市場集中度の算定が困難な場合がある。そのため、本改正案は、「イノベーション市場では、研究開発費支出規模、イノベーション活動に特化した資産及び力量の規模、該当分野特許出願又は被引用回数、イノベーション競争に実質的に参加する事業者の数等に基づいて市場集中度を算定できる」としている(本改正案Ⅵ.1.C.)。

(4) イノベーション阻害効果及びビッグデータ M&A 特有の競争制限効果の審査基準

イノベーション産業における M&A 後は、結合当事会社が研究・開発等のイノベーション活動を縮小させる動機や能力を有するに至る場合があり、イノベーション競争を実質的に制限する可能性がある。そのため、本改正案は、このような競争制限の可能性を判断するために、「①結合当事会社が関連分野で重要なイノベーション事業者であるかどうか、②過去及び現在において結合当事会社が遂行したイノベーション活動の類似性、③企業結合以後、実質的にイノベーション競争に参加する事業者の数が十分かどうか、④結合当事会社と競争事業者間のイノベーション力量の格差、及び⑤結合当事会社の一つがイノベーション活動を通じて、他方の商品市場に参入することができる潜在的競争事業者であるかどうか等の事項を総合的に考慮する」としている(本改正案Ⅵ.2.D.)。

また、ビッグデータ M&A 後は、結合当事会社がビッグデータを活用して市場支配力を形成・強化・維持する場合、

関連市場における競争が実質的に制限される可能性がある。そのため、本改正案は、このような場合の競争制限性を判断するために、「典型的な競争制限性の判断要件に加え、①結合当事会社と競争事業者間のビッグデータの収集・管理・分析・活用力の格差、②結合当事会社が競争事業者のデータ接近を制限する動機及び能力を有するかどうか、③結合以後、データ規模又はデータの範囲に基づいたネットワーク効果等により新規参入が一層困難となるかどうか、④結合当事会社が個人情報保護水準を低下させる等、個人情報関連サービスの品質を低下させる可能性が高いかどうか等の事項を追加的に考慮する」としている(本改正案VI.5.)。

4. 今後の展望

本改正案は、2018年11月26日までの意見公募期間を経て、遅くとも2019年の年初をめどに運用が開始されることが見込まれている。本改正案は、韓国に市場を有する企業が、イノベーション市場やビッグデータに係るM&Aを実行する場合に大きな影響を与えることとなることに加え、日本においてもビッグデータの集積を伴う企業結合審査の考えが整備されていく中で、それぞれの国の考え方が相互に影響を与える可能性も十分に考えられ、日本企業は今後の本改正案及びその運用の動向に留意されたい。

弁護士 龍野 滋幹
shigeki.tatsuno@amt-law.com
 弁護士 曹 貴鎬
kwiho.cho@amt-law.com

6. 【シンガポール】ベンチャーキャピタル投資に関するモデル契約書の公表

2018年10月23日、シンガポール法曹協会(Singapore Academy of Law)及びシンガポールベンチャーキャピタル&プライベートエクイティ協会(Singapore Venture Capital & Private Equity Association)は、ベンチャーキャピタル投資に関連するモデル契約書(Venture Capital Investment Model Agreements) (「VIMA」)を公表した。VIMAは、近年シンガポール及び東南アジアで増加しつつあるベンチャー投資を促進する目的で、投資家や専門家らで構成されるワーキンググループにより作成されたものである。シンガポールにおけるベンチャービジネス投資に関連して必要となる一連の標準的な契約書等のセットとして、今後投資家や創業者によって初期段階の資金調達の場合で活用されることが期待されている。本ニュースレターでは、VIMAの内容について紹介する。

1. VIMAの構成

VIMAは、以下の文書により構成されている。

- ・ベンチャーキャピタル用語集(Venture Capital Lexicon)
- ・秘密保持契約書(Non-Disclosure Agreement)の雛形
- ・エクイティ転換契約書(Convertible Agreement Regarding Equity)の雛形
- ・長文版タームシート(Long Form Term Sheet)の雛形
- ・短文版タームシート(Short Form Term Sheet)の雛形
- ・株式引受契約書(Subscription Agreement)の雛形
- ・株主間契約書(Shareholders' Agreement)の雛形

2. VIMA の内容

VIMA の各文書には、文書内の各条項に関する説明や注意書き等が記載されており、当事者が実際に使用する場合には個別の事情に応じて条項の内容を追加・修正し、交渉を進めていくことになる。

これらは全てシンガポール法に基づき作成されているため、準拠法はシンガポール法とされており、紛争解決については、シンガポールでの調停、裁判、仲裁から当事者が選択する形式になっている。

VIMA の各文書の概要は以下のとおりである。

(1)ベンチャーキャピタル用語集(Venture Capital Lexicon)

初期段階の資金調達の際によく使用される専門用語についての説明をしている。22 個の用語についての説明があり、契約書や交渉の場面で使用される各用語について当事者が正確に理解する上で役立つ。

(2)秘密保持契約書(Non-Disclosure Agreement)

資金調達・投資を決定する前に、投資をするかどうかを検討している投資家に対して会社の情報を一定程度開示することが通常であるが、その際に用いられることを想定した秘密保持契約書の雛形である。会社としては投資家に情報を開示する前にこのような秘密保持契約を締結しておくことが望ましい。

(3)エクイティ転換契約書(Convertible Agreement Regarding Equity)

投資家がシンガポール設立の会社に現金による投資をし、その対価として株式を取得すること又は一定の事項が生じた場合には現金を受け取ることを想定して作成されたエクイティ転換契約書の雛形である。米国のベンチャーファイナンスで一般的に用いられているSAFE(Simple Agreement for Future Equity)と同種の契約であり、転換条項付社債と類似の経済的効果が企図されているが、社債のような有価証券とは異なる簡易な契約上の権利として投資家の権利を規定する際に用いる契約である。

(4)タームシート(Long Form Term Sheet 及び Short Form Term Sheet)

投資により株式を取得することに関する主要な条件を記載したタームシートの雛形である。いくつかの条項を除いて、原則として当事者を拘束しないこととされており、条件が整った後に当事者を拘束する正式な契約書を締結することが予定されている。

シンガポール設立の会社とその創業者がシリーズ A ラウンドのために複数の投資家と締結すること、会社がシリーズ A 優先株式を投資家に発行すること、創業者が唯一の株主で普通株式を有していること、当事者となる投資家はシリーズ A 優先株式を引き受け、それと引き換えに引き受け価格を支払うことを想定した内容となっている。

短い形式のものは 13 頁、長い形式のものは 24 頁ほどとなっており、案件に応じて当事者が使いやすいほうを選択できる。

(5)株式引受契約書(Subscription Agreement)

投資家が株式を引き受ける際の諸条件について取り決めた株式引受契約書の雛形である。

上記タームシートと同様に、シンガポール設立の会社とその創業者がシリーズ A ラウンドのために複数の投資家と締結すること、会社がシリーズ A 優先株式を投資家に発行すること、創業者が唯一の株主で普通株式を有していること、当事者となる投資家はシリーズ A 優先株式を引き受け、それと引き換えに同時に引き受け価格を支払うことを想定している。また、本契約書締結と同時に契約が完了し、その時点で投資家と創業者間で締結する株主間契約も有効になることを想定している。

(6)株主間契約書(Shareholders' Agreement)

会社と会社の株主である投資家及び創業者の権利義務関係についての主要な条件を取り決めるための株主間契約書の雛形である。

シンガポール設立の会社とその創業者と投資家が締結すること、投資家がシリーズ A 優先株式を保有し創業者が普通株式を有しており他に株主は存在しないこと、創業者が会社の従業員又はアドバイザーなどとしてサービスを提供している場合には、会社と創業者間で別途雇用契約又はサービス契約を締結すること、会社の定款がシリーズ A 優先株式の権利や条件を反映して修正されることを想定した内容となっている。

3. 今後の動向

VIMA は、今後、より使いやすくなるよう定期的に各文書の内容が更新されたり、ベンチャーキャピタル投資に関連する標準契約がさらに追加されたりすることが予定されている。

ベンチャーキャピタル投資は案件によって内容や方法は様々ではあるものの、VIMA は標準的な契約書としての機能を有しており、投資家にとっても創業者にとっても条件を交渉し契約を締結する上で有用といえる。今後シンガポールでのベンチャーキャピタル投資の場面において、VIMA を基礎として当事者が交渉する案件が増加することが見込まれるため、今後の実務においてどのように活用されていくかが注目される。

弁護士 前田 敦利
atsutoshi.maeda@amt-law.com
 弁護士 花水 康
ko.hanamizu@amt-law.com
 弁護士 長田 真理子
mariko.nagata@amt-law.com

7. 【シンガポール】ICO、仮想通貨交換所業規制及び新決済規制法案の最新動向

発行者が発行するトークンを用いて投資家から資金を調達するための手段である Initial Coin Offering(以下「ICO」という。)や仮想通貨交換所業等の仮想通貨ビジネスの需要が世界的に高まってきている。アセアンにおいて最も仮想通貨ビジネスの需要が高いシンガポールにおいては、現状これらに特化した規制は存せず、比較的緩やかな規

制となっている。

もともと、2018年11月19日、電子決済トークンサービスに関する決済サービス法案が国会に提出をされており、同法案が成立すれば、トークンの交換所業に関しては規制が厳しくなる見込みである。

そこで、本稿では、シンガポールにおけるICOや仮想通貨交換所業に対する現行法上の規制と審議中の決済サービス法案の最新動向について紹介する。

1. 現行法によるICO規制

(1)証券先物取引法による規制

シンガポールにおいて、現状、ICOを特定して規制する法律は存しない。そのため、現行法との関係で、ICOが規制されるかにつき検討することとなる。

ICOに関連する現行の規制としては、証券先物法(Securities and Futures Act (Cap.289))や金融助言法(Financial Adviser Act (Cap.110))等があるが、特に前者が重要であり、ICOにて発行されるトークンが証券先物法で定められた資本市場商品(Capital Market Products)に該当する場合には、同法の規制対象となる。

資本市場商品とは、証券(Securities)、集団投資スキームの持分(Units in a Collective Investment Scheme)、デリバティブ取引(Derivatives Contracts)、レバレッジをかけた外国為替の取引のためのスポットの外国為替契約(Spot Foreign Exchange Contracts for the purpose of Leveraged Foreign Exchange Trading)等をいう(証券先物法第2条1項)。また、証券には、株式(shares)、事業信託の持分(Units in a Business Trust)、社債(debentures)等が含まれる(同法第2項1項)。

監督官庁であるMonetary Authority of Singapore(以下、「MAS」という。)の発行する2018年11月30日付けガイドライン(A GUIDE TO DIGITAL TOKEN OFFERINGS)によれば、ICOにおいて発行されるトークンは、資本市場商品の中でも特に、株式、事業信託の持分、社債、集団投資スキームの持分、又は、証券ベースのデリバティブ取引(Securities-based Derivative Contract)に該当する可能性があるとされている。また、トークンが、資本市場商品に該当するか否かは、トークンに付与される権利内容を含めたトークンの性質やストラクチャーを勘案して判断されることとなる。

トークンが上記のいずれかに該当すると結論付けられた場合、例外に該当しない限り、当該トークンの発行体は目論見書を作成し、これをMASに登録する等の各種手続の履践が求められる(同法第13編第1章及び第2章)。

(2)証券先物法の規制対象範囲に関する事例

MASはICOが証券先物法の規制対象となる場合とならない場合につきそれぞれ事例を紹介している。下記がその一部の概要である。

[ICOが証券先物法の規制対象にならないとした事例]

- ユーザー間でコンピューティングパワーの共有やリースが可能なプラットフォームの設立のために ICO による資金調達を実施。ICO にて発行されるトークンは、プラットフォームへのアクセス、プラットフォームの利用、及び、他のユーザーからリースしたコンピューティングパワーのリース料の支払いのためにしか用いることができず、その他の権利や機能は付与されていない。この場合、当該トークンは資本市場商品には該当せず、したがって、当該 ICO は証券先物法の規制対象とならない。
- EC サイトにおける消費者行動データの収集のための分散型プラットフォームを設立するために ICO にて資金調達を実施。ICO にて発行されるトークンにはプラットフォームの機能に対する投票権が付与される。また、消費支出に関するアンケートに参加した投資家に対し、報酬として当該トークンが提供される。但し、報酬としてのトークンは、プラットフォームの利用やプラットフォームにおける活動実績に応じてのみ提供されるものであり、プラットフォームに対する追加投資に対して提供されることはない。当該トークンは、配当、資本の払い戻しや資産運用益の分配として提供されることはないため、株式にも集団投資スキームの持分にも該当せず、したがって、当該 ICO は証券先物法の規制対象とはならない。
- 自社の提供する商品又はサービスの開発費を調達する目的で ICO を実施。ICO にて発行されたトークンは、同社の提供する商品又はサービスと交換するためにのみ使用できる。この場合、当該トークンは資本市場商品に該当せず、したがって、当該 ICO は証券先物法の規制対象とはならない。

[ICO が証券先物法の規制対象になるとした事例]

- ディベロッパーがショッピングモールの開発資金調達のために ICO を実施。ICO にて発行されるトークンには発行体であるディベロッパー企業の電子的所有権が付与される。この場合、当該トークンは株式に該当し、したがって、当該 ICO は証券先物法の規制対象となる。
- フィンテックのスタートアップ企業や不動産等に投資するためのファンドを組成するために ICO を実施。ファンドの投資運用益はトークンの保有者に対して分配される。この場合、当該トークンは集団投資スキームの持分に該当するため、当該 ICO は証券先物法の規制対象となる。
- スタートアップ企業に対する投資用ビークルを設立し、同ビークルに対しローンを提供することの対価として債権者に対しトークンが発行される。トークンはその保有者が投資用ビークルに対する債権者であることを示す機能を有する。この場合、当該トークンは、社債に該当し、したがって、当該 ICO は証券先物法の規制対象となる。

もつとも、これらはあくまで参考例であり、実際にはケース毎に個別具体的な事情をもとに検討をする必要がある。

2. 現行法による仮想通貨交換所業規制

仮想通貨交換所業についても、現状これに特化した規制は存在せず、ICO 同様、証券先物法による規制の適用を主に検討することになる。

証券先物法上の証券、デリバティブ取引、集団投資スキームの持分のいずれかに該当するトークンの交換所を設立、運営する場合、同法上の規制対象である“Organised Market”の設立、運用行為に該当する可能性がある。この場合、交換所設立、運営のためには、MAS より交換所として承認されるか (approved exchange)、又は市場オペレーターとして認定される (recognized market operator) 必要がある (同法第 7 条 1 項、First Schedule 第 1 条 1 項)。

もつとも、証券先物法により規制される交換所の設立・運用業は、同交換所において取り扱うトークンが同法上の証券等に該当する場合に限定されており、これ以外のトークンの交換所業については現状規制されていない。

3. 決済サービス法案

他方で、今後の法整備により仮想通貨交換所業に対する規制が厳格化される見込みである。すなわち、新たな資金決済規制としての決済サービス法案(Payment Service Bill)が2018年11月19日に国会に提出され、現在審議中であるが、同法案にて規制対象とされている7種の行為の中には交換所業に関する電子決済トークンサービス(Digital payment token services)も含まれており、これが成立すれば、一部のトークンの交換所業に対しライセンス規制等が課されることとなる。

決済サービス法案による規制対象行為	
1	Account issuance services (口座開設サービス)
2	Domestic money transfer services (国内送金サービス)
3	Cross border money transfer services (海外送金サービス)
4	Merchant acquisition services (マーチャントアクワイアリングサービス)
5	Electronic money services (電子マネー発行サービス)
6	Digital payment token services (電子決済トークンサービス)
7	Money-changing services (両替サービス)

決済サービス法案において、電子決済トークンとは、「電子的に表示された価値であり、持分を化体するもので、法定通貨建てではなく、また、発行者によりいかなる法定通貨ともレートが固定されておらず、商品やサービスの支払い、若しくは、債務の返済手段としての交換手段である、又は、当該交換手段として意図されたものであると一定の範囲、又は、広く一般に受け入れられており、かつ、電子的に移転、保存、又は、取引が可能なもの」と定義されている(決済サービス法案第2条1項)。

また、電子決済トークンサービスには、E マネー(e-money)を含む金銭、又は、電子決済トークン(同種多種を問わない)を対価とする電子決済トークンの売買サービス、及び、電子決済トークンの交換所の設立、運営等、電子決済トークンの交換を促進するサービスが含まれている(同法案第2項1項、First Schedule 第3条)。

電子決済トークンサービスに該当する場合、年間の総取引額の多寡に応じて、Standard Payment Institution Licence 又は、Major Payment Institution Licence の取得が求められる(同法案第6条4項・5項)。なお、同ライセンスを取得するためには、最低資本金等の所定の条件を満たす必要がある。

4. 総括

以上のように、シンガポールにおけるICOや仮想通貨交換所業に関しては、現状は証券先物法等の現行法による緩やかな規制のみが存するが、今後、決済サービス法案が成立すると、電子決済トークンの交換業等にまで規制の範囲が拡大することとなる。

いずれにせよ、シンガポールでトークンを利用したビジネスを検討する場合には、現行法のみならず、決済サービス法案の内容や動向にも配慮をしていく必要があるだろう。

弁護士 前田 敦利
atsutoshi.maeda@amt-law.com
 弁護士 花水 康
ko.hanamizu@amt-law.com
 弁護士 松本 久美
kumi.matsumoto@amt-law.com

8. 【シンガポール】改正雇用法の最新動向

2018年11月20日、シンガポール国会で雇用法改正案(Employment (Amendment) Bill)が賛成多数で可決された。改正後の雇用法は2019年4月1日から施行される予定である(以下「本改正」という。)

本改正のポイントとして大きく3点が挙げられる。一点目は、現在雇用法の適用対象外とされている月給4,500シンガポールドル(約36万3000円)超の専門職・管理職・幹部(以下「PME」という。)が、本改正により雇用法の適用対象となる。これにより新たに約43万人のPMEが雇用法の主要な規定の保護を受けることになる。なお、家事労働者、公務員、船員は従前とおり特別法で規律されるため雇用法の適用を受けない。二点目は、雇用法が適用される労働者の中でも適用が制限されてきた同法第4章の適用範囲の拡大、三点目は、紛争解決手段の一元化である。以下それぞれについて概要を述べる。

1. PMEを含む労働者に保障される法定休暇等

本改正によりPMEも雇用法の主要な規定の適用を受けるとなり、下記の法定の休暇等が保障されることになる。

- 一年7日の年次有給休暇(現在は第4章の適用がある労働者のみ)
- 国民の休日は有給扱い(勤務した場合には代休又は給与相当額の支払)
- 最大年14日の有給の疾病休暇
- 最大年60日(年14日の疾病休暇を含む。)の有給の入院休暇法定の有給休暇に関連して、労働者の権利を保護する方向での改正もなされる。

例えば、有給の疾病休暇について、現在は国又は雇用者の指定した医師から発行された診断書が必要とされているが、本改正後は、いかなる医師からの証明書でも有給の疾病休暇を保障する。また、有給の入院休暇について、現在は救急病院か国立センターに入院するか、救急病院の紹介を受けた病院に入院しなければ認められない。これに対して、本改正後は、紹介を経ずに病院に入院した場合であっても有給の入院休暇の権利が保障される。また、一定の条件を満たした場合、労働者は病院検査費用を雇用者に請求することができる。

2. 雇用法第4章の適用対象の拡大

雇用法第4章は勤務時間の制限、超過勤務手当支給要件、整理解雇手当支給要件等の重要な労働条件を規定している。現在の雇用法第4章は月給2,500シンガポールドル以下の事務系労働者及び月給4,500シンガポールドル以下のワークマン(肉体労働者等)を適用対象とする。本改正後は第4章の適用対象となる事務系労働者の月給の上限を現在の2,500シンガポールドルから2,600シンガポールドルに引き上げる。また、雇用法で超過勤務手当の保護の対象となる事務系労働者の月給額を2,250シンガポールドル以下から2,600シンガポールドル

以下に変更する。これにより、例えば月給 2,400 シンガポールドルの事務系労働者についても改正後は超過勤務手当が法律上保護されることになる。本改正により、第 4 章の対象範囲は約 10 万人拡大する。

なお、これにより雇用法第 4 章が適用されるのは月給 2,600 シンガポールドル以下の事務系労働者及び月給 4,500 シンガポールドル以下のワークマン(肉体労働者等)であり、これらの条件を満たさない労働者や PME は本改正後も適用対象外である。

3. 紛争解決機関の一元化

現在、雇用者と労働者との間の紛争解決については内容によって管轄が異なっており、不当解雇に関する紛争は人材省(Ministry of Manpower)(以下「MOM」という。)、給与関連の紛争についてはThe Tripartite Alliance for Dispute Management(以下「TADM」という。)で調停に付した後、調停が不調になった場合に雇用訴訟裁判所(Employment Claims Tribunals)(以下「ECT」という。)にそれぞれ不服申立を行う必要がある。本改正では、これを一元化し、不当解雇及び給与関連の紛争についていずれも ECT に管轄を認める。これにより不当解雇と給与の両方が問題となる事案について、MOM と ECT に個別に申立てをする必要がなくなり、紛争解決の効率化を図られることが期待される。MOM は今後、不当解雇についての紛争が MOM から ECT に移管することに伴って、いかなる事案が不当解雇に該当するか否かについてガイドライン(Tripartite Guidelines on Wrongful Dismissal)を発表する予定である。ECT は不当解雇であると認定した場合、雇用者に対し、労働者に対する補償又は労働者の復職を命ずることができる。また、本改正で「解雇」の定義も拡大され、現在の雇用法では、雇用者による労働者の不祥事又はその他を理由とする雇用契約の解除をいうところ、本改正後はこれに加え、雇用者の作為・不作為により強制されたとみなされる労働者の辞職(立証責任は労働者)も含まれる。

4. 日系企業の留意点

本改正により、シンガポールの日系企業は、雇用する PME との雇用契約及び社内規則等が本改正後の雇用法に沿ったものであるかを確認する必要があり、満たしていない場合には変更契約の締結や社内規則等の改訂が必要となる。また、法定の有給休暇等を取得する際の手続を明確にしておくことが必要と思われる。例えば、各有給休暇の申請方法について明確にしたり、疾病有給休暇について、病院からの証明書を取得するよう社員に周知させたりすることが必要になるとと思われる。

弁護士 前田 敦利
atsutoshi.maeda@amt-law.com
弁護士 花水 康
ko.hanamizu@amt-law.com
弁護士 梶原 紘恵
hiroe.kajiwara@amt-law.com

◆TOPICS◆

【論文】

- ✂ 角田太郎弁護士、大河内亮弁護士、村上沙織弁護士が執筆した論文が下記サイトに掲載されました。
「ケニアへ進出する時に知っておきたい、外資規制と会社法」
ウェブサイト:BUSINESS LAWYERS(2018年10月)

- ✂ 松嶋希会弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「アジア法務相談室 第9回「ロシア合弁事業に関する留意点」」
掲載誌・刊号:JCA ジャーナル(2018年10月号)

- ✂ 角田太郎弁護士、岩崎大弁護士が執筆した論文が下記サイトに掲載されました。
「ブラジルの個人情報保護法施行、実務に与える影響は - データ主体が有する権利や越境移転規制など、日本の個人情報保護法やGDPRと比較した留意点」
ウェブサイト:BUSINESS LAWYERS(2018年11月)

- ✂ 角田太郎弁護士、大河内亮弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「アフリカ進出の法務 - 南アフリカ、ケニア」
掲載誌・刊号:海外投融資(2018年11月号)

- ✂ 青柳良則弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「アジア法務相談室 第11回「フィリピンにおける合弁とライセンス」」
掲載誌・刊号:JCA ジャーナル(2018年12月号)

- ✂ 小林英治弁護士、松嶋希会弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「海外最新コンプライアンス事情 - 最終回 ロシア」
掲載誌・刊号:JCA ジャーナル(2019年1月号)

- ✂ 松嶋希会弁護士が翻訳したウズベキスタン及びカザフスタンの有限責任会社法の和訳が下記サイトに掲載されました。
ウェブサイト:Uzbek Journal of Legal Studies (UJOLS)
<http://ujols.org/advanced-publication/>

【セミナー】

- ✂ 角田太郎弁護士、福家靖成弁護士が下記のセミナーにて講演を行いました。
「ブラジル Data Protection Law について」
共催: マットス・フィーリョ法律事務所

- ✂ 琴浦諒弁護士が下記のセミナーにて講演を行いました。
「インドにおける労働紛争・労働組合対応」
共催: Shardul Amarchand Mangaldas & Co.

- ✂ 安西明毅弁護士、池田孝宏弁護士が下記のセミナーにて講演を行いました。
「アセアン(ASEAN)への投資～2018年主要な法令アップデート」
共催: ZICO Law

- ✂ 青柳良則弁護士、ステファン・ハディ弁護士が下記のセミナーにて講演を行いました。
「インドネシア法の基礎及び実務上の留意点」

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。